

## 認知症への取組の充実強化に関する意見書

認知症は、世界規模で取り組むべき課題であり、今年開催されたWHO認知症閣僚級会議で、各国が、認知症対策への政策的優先度をより高めるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に、認知症高齢者が約700万人に達するとも言われている。特に、大都市は全国を上回る速度で高齢化が進行する見込みで、本市の認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、平成27年で約29,900人、平成37年で約43,600人と推計されており、認知症対策は喫緊の課題である。

国は今年1月、認知症対策を国家的課題として認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととした。

しかしながら、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立等、総合的な取組が求められるところである。

よって、国におかれては、認知症への取組の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育等により認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービス等認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた、認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）を早期に制定すること。
  - 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想等行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービス等の普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
  - 3 家族介護、老老介護、独居認知症高齢者等、より配慮を要する方々に対するサロンの設置、買物弱者への支援等、自治体等が取り組む好事例を広く周知すること。
  - 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月2日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣